

合併協議会における協議事項

合併協議会では市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行うと定められており、一般的には次のような事項が協議されますが、合併しようとする市町村の実状に応じて協議事項は増減します。

1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市町村の名称
4	新事務所の位置
5	財産及び公の施設の取扱
6	議員定数及び任期の取扱
7	特別職の職員の身分
8	一般職の職員の身分
9	農業委員会定数及び任期の取扱
10	地方税の取扱
11	条例・規則の取扱
12	組織及び機構
13	一部事務組合等の取扱
14	使用料、手数料等の取扱
15	公共的団体等の取扱
16	補助金、交付金等の取扱
17	行政連絡機構の取扱
18	町・字名の取扱
19	各種福祉制度の取扱
20	慣行の取扱
21	国民健康保険業の取扱
22	保健衛生事業等の取扱
23	清掃事業の取扱
24	教育制度の取扱
25	消防団の取扱
26	上水道事業の取扱
27	下水道事業の取扱
28	各種事務の取扱
29	地域審議会の取扱
30	新市町村建設計画

1 合併の方式

①新設合併、②編入合併のどちらの方式で合併するかを協議します。

2 合併の期日

合併協議会の設置から合併の成立までは相当の期間が必要となることなどを踏まえて、合併の期日を定める必要があります。

3 新市町村の名称

新設合併の場合は、新市町村の名称を決める必要があります。

4 新事務所（市役所、町役場）の位置

(1) 新設合併の場合は、条例で新たに事務所の位置を定めます。（地方自治法第4条第1項）

(2) ただし、合併市町村の議会が成立するまでの間は、議会の議員が選挙されるまでの措置として、合併市町村の職務執行者（地方自治法施行令第1条の2第1項）は、従来その地域に施行されてきた条例を引き続き施行することにより（地方自治法施行令第3条）、合併関係市町村の役場の一つを暫定的に合併市町村の事務所とし、新しい議会が成立した後、正式に事務所の位置を決定する条例を提案します。

(3) 事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければなりません（地方自治法第4条第2項）。

5 財産、公の施設の取扱

(1) 市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めます（地方自治法第7条第4項）。

(2) 合併関係市町村が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として措置していくというのが原則的な考え方です。

ただし、合併関係市町村の中に、その財産を合併市町村に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合は、地方自治法第294条の規定による財産区を措置することもできます。

(3) 財産処分に係る協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません。（地方自治法第7条第5項）

6 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱 （合併特例法第6条、第7条）

(1) 合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱について協議します。

（別紙「市町村議員の定数特例及び在任特例について」参照）

(2) この協議については、合併関係市町村の議会の議決をへて、その内容を告示する必要があります。

7 特別職の職員の身分の取扱

合併関係市町村の長、助役、収入役、行政委員会等の委員など特別職の職員の身分については、次のようになります。

○ 新設合併の場合

特別職の職員については、全員失職し、合併市町村において新たに選任(選挙)されます。

8 一般職の職員の身分に関する取扱（合併特例法第9条）

合併関係市町村は、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければなりません。その際には、次のような協議が必要です。

○ 新設合併の場合

合併前後において、職員の任用制度、給与及びその他の勤務条件について、不均衡を生じないように協議します。

9 農業委員会の委員の任期等に関する取扱（合併特例法第8条、農業委員会等に関する法律第34条）

(1) 農業委員会の委員についても、任期等に関する特例が定められており、これらの特例措置に取扱について協議します。

(2) この協議については、合併関係市町村の議会の議決をへて、その内容を告示する必要があります。

10 地方税の取扱（合併特例法第10条）

次のような場合には、不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、その税目や実施期間等について協議します。

① 合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡がある場合

② 合併市町村が合併関係市町村から承諾した財産の価格若しくは負債の額について、合併関係市町村の間において著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くこととなると認められる場合

11 条例及び規則の取扱

合併関係市町村の条例、規則の取扱及び合併市町村の条例、規則の取扱は、次のようになります。

○ 新設合併の場合

① 新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その条例、規則は、失効します。

② この場合、合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則を合併市町村の条例として当該地域において引き続き施行することができます。（地方自治法令第3条）

③ したがって、合併後に、どの条例、規則を暫定適用するのか、また、どの条例を新たに制定施行するのか、協議する必要があります。

12 組織及び機構

○ 新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織、機構も消滅することになります。

合併市町村の組織、機構については、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置しますが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要があります。

図表 組織及び機構の設置根拠法令等

組織及び機構	設置根拠法令等
議会の事務局等	地方自治法第138条第2項の規定に基づく条例
市町村長の事務局	地方自治法第158条第7項の規定に基づく条例
出納員等	地方自治法第171条第1項
選挙管理委員会の書記等	地方自治法第191条第1項
監査委員の事務局等	地方自治法第200条第2項の規定に基づく条例
人事委員会又は公平委員会の事務局等	地方公務員法第12条第1項、第5項
教育委員会の事務局等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項及び同条第2項の規定に基づく規則
農業委員会の事務局等	農業委員会等に関する法律第20条

13 一部事務組合等の取扱

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合や広域連合（地方自治法第284条第2項、第3項）、協議会（地方自治法第252条の2第1項）、機関の共同設置（地方自治法第252条の7第1項）、事務の委託（地方自治法第252条の14第1項）については、構成団体に変動が生じるので、その取扱について他の構成団体と協議する必要があります。

なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務局は合併市町村の事務となります。

14 使用料手数料等の取扱

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や、同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱について協議します。

15 公共団体等の取扱

合併関係市町村の区域内の公共団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから（合併特例法第16条第8項）、その取扱について協議します。

16 補助金、交付金等の取扱

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を

整理し、その必要性を検討するとともに、交付先や交付基準等の調整を行います。

17 行政連絡機構の取扱

市町村の行政連絡機構（いわゆる自治会、町内会、行政区など）は、地域コミュニティの歴史に根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものであって、その経緯等は基本的に尊重されるべきであります。

合併関係市町村における行政機関の状況を把握し、合併市町村において不均衡等が生じないように十分な調整を図ります。

18 町・字名の取扱

市町村の区域内の町（字）の区域の設定若しくは廃止、又は町（字）の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要です。

合併の際に、これを行おうとする場合は、あらかじめ協議しておきます。

19 各種福祉制度の取扱

合併関係市町村の間で、各種福祉制度について異っている点があるときには、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないように調整を行ないます。

20 慣行の取扱

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、各種行事などの慣行については、その取扱を協議し、合併市町村にふさわしいものとしていく必要があります。

21 国民健康保険業の取扱

市町村が保険者となり運営している国民健康保険について、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料率が異っている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないようにします。

23 清掃事業の取扱

ごみやし尿の処理について、合併関係町村の間で制度が異っている場合は、その調整が必要になります。

25 消防団の取扱

合併関係市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱などが異っている場合は、その円滑な統合に向けた協議を行ないます。

26 及び 27 上水道事業及び下水道事業の取扱

上・下水道事業は、地方公営企業又は、準地方公営企業として、独立採算性を原則として運営されており、その事業規模、運営制度、給水条件、使用料金が異っている場合には、その調整が必要になります。

28 各種事務の取扱

以上に述べた事業のほかに、他県における合併事例等を参考にすると次のような事務の取扱について協議を行っています。

- | | |
|--------------|-----------|
| ・姉妹都市・国際交流事業 | ・広報公聴関係 |
| ・情報公開制度 | ・電算システム事業 |
| ・納税関係 | ・消費行政 |
| ・防災関係事業 | ・道路認定 等 |

29 地域審議会（合併特例法第5条の4）

- (1) 合併関係市町村は、地域審議会の設置について協議により定めることができます。地域審議会とは、合併特例法では、
 - ①期間を定めて、
 - ②合併関係市町村の区域であった区域毎に
 - ③当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会と規定されています。
- (2) 設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項を協議して定めます。
- (3) この協議については、合併関係市町村の議会の議決をへて、その内容を告示する必要があります。
- (4) なお、合併市町村が(2)で定められた事項を変更しようとするときは、条例で定めなければならないと規定されています。

30 新市町村建設計画（合併特例法第5条第1項）

- (1) 市町村建設計画の具体的な内容は、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法には計画に盛り込むべき事項が例示されています。
 - ①合併市町村の建設の基本方針
 - ア 新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等について定めます。
 - イ 編入合併の場合には、編入される区域について当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置付け等について定めます。
 - ②合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項基本方針を実施するための事業について、その大綱を定めます。
 - ③公共的施設の統合整備に関する事項
 - 支所、出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。
 - ④合併市町村の財政計画
 - 合併後概ね5～10年程度の期間について定めます。

(2) 市町村建設計画作成の手順（合併特例法第5条第3項～第9項）

- ① 合併協議会は、市町村建設計画を作成しようとするときには、あらかじめ知事に協議をしなければなりません。
- ② 合併協議会は、知事との協議が終了後、市町村建設計画を作成し、直ちに総務大臣及び知事に送付しなければなりません。
- ③ 市町村建設計画の送付を受けた自治大臣は、直ちにこれを国の関係行政機関の長に送付しなければなりません。
- ④ なお、当該合併市町村に地域審議会が置かれている場合は、あらかじめ地域審議会の意見を聴かなければなりません。
- ⑤ 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができますが、そのときには、作成の手順と同様の手続が必要となります。

※富山県市町村課資料抜粋より